



熊本市一時預かり保育のご案内

1 一時預かり保育とは

保護者の就労、病気、冠婚葬祭等で、乳幼児を一時的にご家庭で保育できない場合、1ヶ月に13日以内（週3日程度）まで、その乳幼児を保育園、認定こども園、地域型保育事業でお預かりしています。

- ご利用に際しては、**事前に保育園等で面談の上、登録を行っていただく必要**があります。
- 保育園等の受入状況によってはお預かりできない場合もあります**ので、詳細は各保育園等に直接ご確認ください。

種 類	内 容
非定型的一時預かり	保護者の短期の就労・就学など
緊急保育	保護者の病気、出産、看護、冠婚葬祭など
その他	保護者の心理的・肉体的負担等解消（リフレッシュ）など

2 対象者

保育園、認定こども園、地域型保育事業に在籍していない乳幼児。

3 利用料

料金は1日当たり2,000円程度（各保育園等によって違います。）

4 実施施設

熊本市ホームページの「一時預かり保育」ページ内の[校区・事業毎施設一覧](#)で確認ができます。

熊本市ホームページトップ画面のキーワード検索欄に「一時預かり」と入力していただくか、お手持ちの携帯電話やスマートフォンで右の二次元バーコードを読み取ってください。



校区・事業毎施設一覧の中の「一時預かり」の欄に☆、◇、◆の記号が入っている保育園等が一時預かりを実施しています。

※利用については、希望する保育園等又は保育幼稚園課、各区保健こども課までお尋ね下さい。

保育幼稚園課（電話：096-328-2568）／中央区保健こども課（電話：096-328-2421）

東区保健こども課（電話：096-367-9130）／西区保健こども課（電話：096-329-6838）

南区保健こども課（電話：096-357-4135）／北区保健こども課（電話：096-272-1104）